



長野県報

5月24日(月)
平成16年
(2004年)
第1560号

目次

規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部改正（人事活性化チーム） 1

告示

全水道長野水道労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（地方労働委員会事務局） 1

公告

随意契約の相手方の決定（市町村課） 2

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（3件）（産業振興課） 2

国土調査調査法に基づく成果の認証（農村整備課） 4



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年5月24日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第33号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

3 産業活性化・雇用創出推進局に、若年者に対する適職相談、職業情報の提供及び職業能力開発の支援に関する事務をつかさどらせるため、若年者就業サポートセンターを置く。

別表第33の産業活性化・雇用創出推進局の項を次のように改める。

産業活性化・雇用創出推進局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	若年者就業サポートセンター所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（事務処理規則の一部改正）

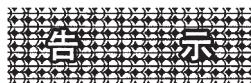
2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「又は」を「、産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長又は」に改める。

別表第6中「税務課分室長及び」を「税務課分室長、産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長及び」に改める。

め、同1の(1)中「分室」を「分室又は若年者就業サポートセンター」に改め、同3中「危機管理・消防防災課消防防災航空分室長」を「産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長及び危機管理・消防防災課消防防災航空分室長」に改める。

人事活性化チーム



長野県地方労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成16年5月12日、長野市公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する全水道長野水道労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、次の表に掲げるとおり認定しました。

なお、平成7年長野県地方労働委員会告示第1号（全水道長野水道労働組合の非組合員の範囲の認定）は、廃止します。

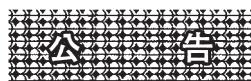
平成16年5月24日

長野県地方労働委員会

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
水道局	局長 参事 技幹 次長 課長 センター所長 水道対策主幹

水道管理主幹
下水道対策主幹
下水道管理主幹
局主幹
主幹
課長補佐
浄水場（犀川浄水場及び夏目ヶ原浄水場に限る。）
の場長
センター所長補佐
出張所の所長
総務課の係長及び人事を担当する職員

地方労働委員会事務局

**公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成16年5月24日

長野県知事 田中康夫

1 随意契約に係る特定役務の名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る県ネットワークの監視及び保守

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部市町村課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人 地方自治情報センター

(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る契約金額

165,371,944円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

市町村課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年5月24日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(株)しまむら	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ		24時間
(株)しまむら	午前10時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間
2		午前6時から午後9まで

4 変更する年月日

平成16年5月21日

5 届出年月日

平成16年5月6日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年5月24日から平成16年9月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。